

## 馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価方法書についての意見書について

- 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、法定期間内に、事業者に対し、意見書の提出により意見を述べる事が可能(法8条)。
- HP等により公表した2月19日から4月1日までの間に、557通の意見書が寄せられた。
- 本日(30日)、意見の概要を記載した書類を鹿児島県知事等に送付(法9条)。
- 今後、県知事は、意見の概要の送付後90日の間に、環境の保全の見地から書面により意見を述べる(法10条)。

### 意見書の主な概要

#### 【事業計画に係る意見】

- ◆ 基地建設計画や訓練計画の具体的な内容が示されておらず、多くの部分が曖昧。
- ◆ 外周道路を環境影響評価の対象外とするのは妥当ではなく、この影響を評価すべき。

#### 【環境(騒音・低周波音、動植物・生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場等)に係る意見】

- ◆ 大きく経路を逸脱した場合の環境影響についても評価を行うべき。
- ◆ 既存の騒音データでは予測できない。硫黄島などで実測を行い予測すべき。
- ◆ 騒音等が種子島東岸、屋久島、大隅半島、鹿児島県といった広域に影響が及ぶので測定すべき。
- ◆ 建設事業や訓練騒音により、マゲシカ等の希少生物が絶滅する恐れがある。
- ◆ 渡り鳥への影響が考えられるため、適切に調査を行うべき。
- ◆ 夜間照明、騒音、訓練等により、ウミガメへの影響が懸念されるので、適切な調査を行うべき。
- ◆ 磯遊び、サーフィン、ヨガの場所も人と自然との触れ合いの活動の場として調査地点に含めるべき。
- ◆ 埋蔵文化財などの遺跡も調査すべき。
- ◆ P F A Sや洗剤などの有害物質による水質や土壌の汚染についても予測評価すべき。

#### 【その他の意見】

- 基地建設反対、アセス手続きを中止すべき。
- 結論ありきのアセスにならないよう、第三者を交えてアセスを実施すべき。
- 漁業、観光業、畜産業への影響が懸念される。民間の航空機、船舶、漁船等への影響が懸念される。
- 戦争に巻き込まれる、航空機事故や落下物等の危険がある。